入　札　説　明　書

公立大学法人福島県立医科大学

この入札説明書は、公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院、令和８年度麻薬・毒薬購入単価契約に係る入札（以下「入札」という。）について、公立大学法人福島県立医科大学契約細則（以下「契約細則」という。）第５条の規定に基づき、本件契約に関し、条件付一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

１　発注者（契約権者）　公立大学法人福島県立医科大学理事長　竹之下　誠一

２　入札に付する事項
公告に示すとおり。
なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
公告に示すとおり。

４　入札に参加する者に必要な資格の確認
(1)　入札に参加を希望する者は、上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、物品購入（修繕）条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第１号様式）に次の書類を添付し、令和８年３月19日（木）午後５時までに下記（2）に提出すること。
（ア）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいた医薬品に係る卸売業の許可証の写し
（イ）入札品目のうち、麻薬について入札する者については、麻薬卸売業者の免許の写し
（ウ）安定供給確約書（第２号様式）
※申請者の実印により証明を行うこと。
資格の確認結果については公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター入札参加資格確認通知書（第３号様式）により通知する。
(2)　提出場所
〒969-3492　福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地２
公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター
事務局　医事課
電話　0242－75－2100（代表）

５　入札書の提出場所等
(1) 入札説明書及び仕様書の交付に関する事項
交付を希望する者は、本件入札公示の日より、下記ファイルを公立大学法人福島県立医科大学会津医療センターホームページよりダウンロードすることにより、交付手続きに代える。

（ア）入札説明書
（イ）仕様書
（ウ）様式集
（エ）入札書別紙
（オ）契約書（案）

(2) 入札及び開札の日時及び場所
令和8年3月27日（金）　午前11時
公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター　第4会議室

6　質問及び回答

質問のある場合は、別紙質問書（第4号様式）により、令和8年3月13日（金）午後5時までに上記4（2）に必着するよう、直接又はFAX（FAX番号0242-75-3407）により提出すること。(FAXの場合は送信後、上記4（2）へ到着確認すること)

なお、これに対する回答は、令和8年3月16日（月）までに公立大学法人福島県立医科大学会津医療センターホームページに掲載する。

7　入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第5号様式）に入札書別紙を綴じ、割印を押印のうえ、上記5の（2）に掲げる日時及び場所へ持参すること。なお、郵送による入札は認めない。

(2) 入札書とは別に次の書類を添付すること。
ア　委任状（第6号様式）　・・・・・・・・・・・・(代理人が出席する場合)
イ　公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター入札参加資格確認通知書の写し

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
ア　落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ　入札者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、代表者の印を押印すること。
ウ　代理人をして入札する場合の入札書には、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印をすること。

8　入札保証金

入札保証金の納付は契約細則第52条の準用規定により県の定める福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）以下「財務規則」という。）第249条第1項第4号（別記 1　契約権者を公立大学法人福島県立医科大学理事長（以下「理事長」という。）に読み替える。）により免除する。

9　入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の（2）で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合せて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合せて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が入札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(4) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

10　入札の取り止め等

入札者が相連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

11　無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

(1) 上記3に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書

(2) 調達件名及び入札金額のないもの

(3) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないものを含む）又は判然としないもの

(4) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないものを含む）又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本
人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く）

(5) 調達件名に重大な誤りがあるもの

(6) 入札金額の記載が不明確なもの

(7) 入札金額の記載を訂正したもの

(8) 公告等及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

(9) その他入札に関する条約に違反した入札書

12　落札者の決定方法

(1) 単品比較とし、入札書の記載金額が予定価格の制限の範囲内であるものであって最低額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出したものが2人以上あるときは、直ちに当該入

札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札者がいないとき又は再度入札をしても落札者がいない場合は、契約細則第 31 条第 1 項第 6 号の規定により随意契約をすることができる。

13　契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として契約細則第 39 条（別記 3）3 項各号に規定する有価証券を提出することができるものとする。

(3) 契約細則第 39 条（別記 3）第 1 項ただし書き又は契約細則第 52 条により準用する財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 2　契約権及び知事は理事長、県は法人にそれぞれ読み替える。）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

14　契約書の作成

(1) 落札者は、発注者が交付する別紙契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときとする。

(3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

15　契約条項

契約書（案）による。

福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）抜粋

別記 1

（入札保証金の減免）

第 249 条　前条の規定に関わらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) から (3) まで　　（略）

(4) その他別に定めるとき。

2　　（略）

別記 2

（契約保証金の減免）

第 229 条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

(2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の３第２項の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(4)　施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去２年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(6)　1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)から(11)まで　　（略）

(12)　1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

(13)から(18)まで　　（略）

２　　（略）

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成 18 年 4 月 1 日細則第 13 号）抜粋

別記 3

（契約保証金）

第39条　契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の5以上（工事等の請負契約にあっては、100分の10以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

２　前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

３　前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 福島県債証券	額面全額
(2) 国債証券	額面全額の10分の8
(3) 地方債証券（福島県債証券を除く。）	額面全額の10分の8
(4) 理事長が確実であると認める社債権	時価の10分の8